

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

令和5年4月21日

茨城県知事 大井川 和彦

- | | |
|-------------|----------------------------|
| 1 指定年月日 | 令和5年4月21日 |
| 2 調査を行う者の名称 | 神栖市 |
| 3 調査地域 | 神栖市日川及び知手の各一部 |
| 4 調査期間 | 令和5年4月28日から
令和6年3月31日まで |